

議案第79号

財産の取得について(消防ポンプ自動車)

次のとおり、消防ポンプ自動車を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 取得財産名 消防ポンプ自動車
- 2 納品場所 琴浦町大字徳万591番地2 琴浦町役場
- 3 納期限 令和2年11月30日
- 4 購入金額 一金 26,510,000 円
- 5 契約の方法 指名競争入札
- 6 契約者
  - (1) 住所 鳥取県倉吉市越中町1740番地8
  - (2) 氏名 有限会社岩谷ポンプ 代表取締役 福田和章

令和2年6月9日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和